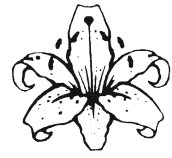


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年12月17日 (金曜日)

定期 第 267 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ
〇告示	
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	653
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防海岸課)	653
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防海岸課)	653
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定 (県土整備・砂防海岸課)	654
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防海岸課)	654
建築基準法による道路の位置の指定 (県土整備・建築指導課)	654
〇監査委員公表	
監査の結果により講じた措置について	655

〇選挙管理委員会告示	
地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	655
地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数	655
地方自治法等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	656
〇公告	
既存の大規模小売店舗の変更の届出の概要 (産業労働・商業流通課)	656
公共測量の実施通知 (4件) (県土整備・建設業課)	657
公共測量の終了通知 (6件) (県土整備・建設業課)	657
都市計画の図書の写しの縦覧 (7件) (県土整備・都市計画課)	658
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	659
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	659
開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)	659
〇入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (会計・調達課)	660

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第699号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和3年12月17日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類
県道
- 路線名
曾屋鶴巻
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
秦野市下大槻字峯699番3から	旧	10.2メートルから	40メートル
同 697番3まで		12.6メートルまで	

同	新	同	同
---	---	---	---

神奈川県告示第700号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和3年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北寺尾2丁目1	横浜市鶴見区北寺尾2丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

この公報は再生紙を使用しています

神奈川県告示第701号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和3年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下末吉5丁目2	横浜市鶴見区下末吉五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	下末吉5丁目2	横浜市鶴見区下末吉五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川井本町1	横浜市旭区川井本町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	川井本町1	横浜市旭区川井本町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
さちが丘1	横浜市旭区さちが丘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	さちが丘1	横浜市旭区さちが丘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
白根5丁目1	横浜市旭区白根五丁目、白根四丁目及び白根六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	白根5丁目1	横浜市旭区白根五丁目、白根四丁目及び白根六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第702号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
白根5丁目1	横浜市旭区白根五丁目、白根四丁目及び白根六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第703号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下末吉5丁目2	横浜市鶴見区下末吉五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	下末吉5丁目2	横浜市鶴見区下末吉五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川井本町1	横浜市旭区川井本町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	川井本町1	横浜市旭区川井本町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
さちが丘1	横浜市旭区さちが丘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	さちが丘1	横浜市旭区さちが丘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第704号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図面は、神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて縦覧に供する。

令和3年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定年月日	指定番号	指定した道路の位置	延長	幅員
令和3年12月2日	第 R 0 3 指 道 東セ00004号	綾瀬市蓼川1-1, 031の1ほか1筆の各一部	メートル 20.74	メートル 4.00

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第23号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和3年12月17日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 太 田 眞 晴
 同 吉 川 知 恵 子
 同 嶋 村 た だ し
 同 てらさき 雄 介

1 措置の対象となった監査の結果

令和2年12月11日（神奈川県公報号外第65号）神奈川県監査委員公表第21号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分1か所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立鶴見総合高等学校	令和2年9月15日 (令和2年5月20日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済2件、79,200円について、平成30年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。	不適切事項については、不納欠損処分に係る事務処理を失念していたことによるものであり、時効により消滅した債権については、令和3年7月29日に不納欠損処分を行った。 今後は、このようなことがないよう、過年度収入未済状況を適切に把握するとともに、教育局財務課と連携し、対象案件の処分を速やかに行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、154,295である。

令和3年12月17日

神奈川県選挙管理委員会
 委員長 国 吉 一 夫

神奈川県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年12月17日

神奈川県選挙管理委員会
 委員長 国 吉 一 夫

横浜市鶴見区	79,940
同 神奈川県	67,678
同 西区	28,717
同 中区	40,202
同 南区	55,661
同 港南区	61,120
同 保土ヶ谷区	57,713
同 旭区	69,416
同 磯子区	46,711
同 金沢区	55,825
同 港北区	98,335

選挙区名	選挙区内において選挙権を有する者の総数の3分の1の数

同 緑 区	50,331	座 間 市	36,956
同 青 葉 区	86,283	南 足 柄 市 ・ 足 柄 上	30,299
同 都 筑 区	57,791	綾 瀬 市	22,611
同 戸 塚 区	78,450	寒 川 町	13,541
同 栄 区	34,398	大 磯 町 ・ 二 宮 町	17,552
同 泉 区	42,967	足 柄 下	12,584
同 瀬 谷 区	34,513	愛 川 町 ・ 清 川 村	11,534
川 崎 市 川 崎 区	63,219		
同 幸 区	46,790	神奈川県選挙管理委員会告示第74号	
同 中 原 区	72,139	地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、1,064,343である。	
同 高 津 区	64,065	令和3年12月17日	
同 宮 前 区	64,300	神奈川県選挙管理委員会	
同 多 摩 区	60,920	委員長 国 吉 一 夫	
同 麻 生 区	49,626		
相 模 原 市 緑 区	47,536	公 告	
同 中 央 区	75,769	大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。	
同 南 区	78,231	その届出及び添付書類は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和3年12月17日から令和4年4月18日まで縦覧に供します。	
横 須 賀 市	112,659	なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和3年12月17日から令和4年4月18日までに知事に意見書を提出できます。	
平 塚 市	71,902	令和3年12月17日	
鎌 倉 市	50,441	神奈川県知事 黒 岩 祐 治	
藤 沢 市	122,223	1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
小 田 原 市	53,787	株式会社セキノ	
茅 ヶ 崎 市	68,575	厚木市船子1,164	
逗 子 市 ・ 葉 山 町	26,102	代表取締役 関野 俊之 ほか4者	
三 浦 市	12,397	2 大規模小売店舗の名称及び所在地	
秦 野 市	45,035	ケーヨーデイツー厚木店	
厚 木 市	62,002	厚木市船子字宮ノ前1,078ほか	
大 和 市	67,045	3 変更しようとする事項	
伊 勢 原 市	27,930	(1) 駐車場の位置及び収容台数	
海 老 名 市	37,773		

位置については、届出書に添付された図面のとおり

変 更 前		変 更 後	
駐車場 1	46台	駐車場 1	59台
駐車場 2	221台		
計	267台		

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり

変 更 前		変 更 後	
駐輪場 1	25台	駐輪場 1	16台
駐輪場 2	14台	駐輪場 2	23台
計	39台	計	39台

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	変 更 前	変 更 後
開店時刻	午前 9 時	午前 9 時
閉店時刻	午後 7 時	午後 8 時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
駐車場 1	午前 8 時 30 分から午後 7 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
駐車場 2	午前 8 時 30 分から午後 7 時 30 分まで	—

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
入り口	4 か所	入り口	2 か所
出口	4 か所	出口	3 か所

位置については、届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

令和 4 年 6 月 30 日ほか

5 届出年月日

令和 3 年 10 月 29 日

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、横浜市から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（横浜市公共基準点測量）

2 測量の地域

横浜市西部地域（神奈川区、西区及び保土ヶ谷区）

3 測量の期間

令和 3 年 11 月 24 日から令和 4 年 2 月 28 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、平塚市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（精密水準測量）

2 測量の地域

平塚市全域

3 測量の期間

令和 3 年 11 月 22 日から令和 4 年 3 月 18 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、鎌倉市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（地盤沈下精密水準測量）

2 測量の地域

鎌倉市柏尾川流域（横浜市栄区笠間二丁目、鎌倉市上町屋、岡本、台二丁目、台三丁目、大船二丁目、大船五丁目、手広一丁目、山崎、寺分、笛田及び玉縄一丁目並びに藤沢市宮前及び高谷の各一部）

3 測量の期間

令和 4 年 1 月 11 日から同年 3 月 17 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、厚木市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影）

2 測量の地域

厚木市内

3 測量の期間

令和 3 年 10 月 29 日から令和 4 年 1 月 25 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、神奈川県藤沢土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和 3 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、路線測量及び用地測量）

2 測量の地域

鎌倉市台二丁目及び大船三丁目地内ほか

3 測量の期間

令和 2 年 9 月 23 日から令和 3 年 9 月 30 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、神奈川県西土木事務所小田原土木センター所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和 3 年 12月 17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (基準点測量及び路線測量)
- 2 測 量 の 地 域
小田原市早川地先
- 3 測 量 の 期 間
令和 3 年 6 月 21 日から同年 10 月 27 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、
神奈川県厚木土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了
した旨通知がありました。

令和 3 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (航空レーザ測量)
- 2 測 量 の 地 域
厚木市の一部及び愛甲郡愛川町の一部
- 3 測 量 の 期 間
令和 3 年 4 月 1 日から同年 10 月 29 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、
大和市下福田土地区画整理組合理事から次のとおり公共測量の実
施を終了した旨通知がありました。

令和 3 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (基準点測量)
- 2 測 量 の 地 域
大和市福田 (二級河川引地川流域)
- 3 測 量 の 期 間
令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、
海老名市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知があ
りました。

令和 3 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (3 級基準点測量)
- 2 測 量 の 地 域
海老名市門沢橋一丁目地内
- 3 測 量 の 期 間
令和 3 年 7 月 1 日から同年 10 月 8 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、

海老名市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知があ
りました。

令和 3 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (基準点復旧測量)
- 2 測 量 の 地 域
海老名市上郷地内
- 3 測 量 の 期 間
令和 3 年 8 月 1 日から同年 10 月 29 日まで

都市計画法第 20 条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の
図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のと
おり縦覧に供します。

令和 3 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区中希望が丘特別緑地
保全地区
- 2 縦覧場所
神奈川県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第 20 条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の
図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のと
おり縦覧に供します。

令和 3 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区和泉町蟹沢特別緑地
保全地区
- 2 縦覧場所
神奈川県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第
1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受
けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区上白根町小池特別緑
地保全地区
- 2 縦覧場所
神奈川県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第
1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受

けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。
令和 3 年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区川井本町特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画公園 2・2・816号谷津第二公園

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画公園 3・2・1201号白根公園

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により平塚市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

平塚都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年12月17日

神奈川県平塚土木事務所長 久 保 徹

1

開発区域に含まれる地域の名称	中郡大磯町生沢字馬場台230の1ほか8筆
----------------	----------------------

開発区域の面積	1,485.32平方メートル
開発許可を受けた者の住所	中郡大磯町大磯1,852の2
開発許可を受けた者の氏名	湘栄建設株式会社 代表取締役 佐藤 真一
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和3年7月16日 神奈川県指令平土第610020号 (令和3年8月11日 神奈川県指令平土第610025号) (令和3年10月6日 神奈川県指令平土第610039号)

2

開発区域に含まれる地域の名称	中郡大磯町虫窪字前追沢743の1の一部
開発区域の面積	307.18平方メートル
開発許可を受けた者の住所	中郡大磯町国府新宿521の5 それいゆ大磯203号
開発許可を受けた者の氏名	古正 大介
開発許可年月日及び許可番号	令和3年9月17日 神奈川県指令平土第610034号

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年12月17日

神奈川県厚木土木事務所長 森 谷 保

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市河原口3-851の1ほか5筆
開発区域の面積	941.39平方メートル
開発許可を受けた者の住所	平塚市錦町2の16
開発許可を受けた者の氏名	株式会社マッケンジーハウス 代表取締役 鳥居 大祐
開発許可年月日及び許可番号	令和3年6月25日 神奈川県指令厚土東第610017号

2

開発区域に含まれる地域の名称	座間市栗原中央4-4,509の2ほか10筆
開発区域の面積	1,257.90平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市東柏ヶ谷2-24の4
開発許可を受けた者の氏名	株式会社圓商事 代表取締役 岸野 俊一
開発許可年月日及び許可番号	令和3年7月8日 神奈川県指令厚土東第610020号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年12月17日

神奈川県西土木事務所長 笠 間 順

1

開発区域に含まれる地域の名称	足柄下郡箱根町箱根字壁取512の4ほか7筆の各一部及び513の4ほか2筆
開発区域の面積	4,230.99平方メートル
開発許可を受けた者の住所	香港中半山雅賓利道37樓
開発許可を受けた者の氏名	王 雨虹
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 4 月19日 神奈川県指令西土第610001号

2

開発区域に含まれる地域の名称	足柄下郡湯河原町宮上字道下32の3ほか9筆
開発区域の面積	1,633.51平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市北原町3-2の22
開発許可を受けた者の氏名	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 6 月10日 神奈川県指令西土第610006号

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 3 年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

- 購入物品の名称及び数量
造作家具 一式
- 納入期限
令和 4 年 7 月31日
- 納入場所
神奈川県立図書館新棟

2 入札参加資格

- 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。
- 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「什器」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎1階 電話 (045) 210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 4 年 1 月14日(金) 正午

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

- 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達グループ 金田 稔
電話 (045) 210-6717

- 入札説明書の交付期間

令和 3 年12月17日(金)から令和 4 年 1 月13日(木) まで

4 入札参加希望者に求められる義務

- この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 4 年 1 月14日(金) 正午までに3の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

- 入札期間

令和 4 年 1 月25日(火)午後1時から同月28日(金) 午後1時まで

- 開札日時

令和 4 年 1 月31日(月) 午前8時30分

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 1 月28日(金) 午後1時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

- 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased:

Built-in furniture, 1 set

(2) Time limit of tender : 1:00 p.m., January 28, 2022

(3) Contact point for the notice : Procurement Division of

the Accounting Bureau, Kanagawa Prefectural Government,
Nihon-odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-
8588 Japan, Tel (045) 210-6717